

農業経営改善利子補給金交付事業

【35（39）百万円】

対策のポイント

意欲ある農業者が必要とする短期運転資金を低利で融通するため、基金協会が貸付原資として借り入れた借入金に対し利子補給金を交付します。

<背景／課題>

- ・農業者の減少や高齢化が進展する中、意欲ある担い手を育成・確保していくためには、経営規模の拡大等に意欲的に取り組む農業者が必要とする種苗代、農薬代、雇用労賃等経営に必要な短期運転資金を円滑に調達できるようにし、経営を支援することが重要です。
- ・このためには、意欲ある農業者に対し民間金融機関が低利で資金を供給できる環境を整備することが必要です。

政策目標

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

<主な内容>

農業経営改善促進資金利子補給金

都道府県農業信用基金協会（基金協会）と民間金融機関との協調融資方式（3倍協調融資）により、民間金融機関が意欲ある農業者に対して、低利の運転資金である農業経営改善促進資金（スーパーS資金）を融通できるよう、基金協会が民間金融機関に貸付原資を低利預託するために借り入れた借入金に対し利子補給金を交付します。

スーパーS資金の概要

- (1)貸付対象者：認定農業者
- (2)資金使途：農業経営改善計画の達成に必要な短期運転資金（既往負債の借換えは含まない。）
- (3)極度額等の上限：認定農業者 個人：500万円、法人：2千万円
- (4)貸付利率：1.5%（変動金利制。平成27年12月18日現在）
- (5)融資枠：165（165）億円
- (6)取扱金融機関：農協、信連、銀行、信用金庫、信用組合

[お問い合わせ先：経営局金融調整課（03-6744-2165）]